

損益勘定の検証方法の変遷

—複式簿記との関連にも及んで—

上 田 耕 治

要 旨

近時、不正に対応する監査手続として損益勘定の取引検証が重視されている。このような内部統制に依拠しない監査手続は、損益勘定の監査手法が内部統制概念とともに進展してきたことと指向を異にしている。本稿は、損益勘定の監査手法の史的変遷を複式簿記の構造にも照らして検討し、損益勘定の監査手続上の捉え方と複式簿記の考え方の監査手続への利用の有無に応じて、損益勘定の監査手法の分類を行い、時系列等に基づいて整理している。

キーワード：損益勘定 (profit and loss account)、複式簿記 (double-entry bookkeeping system)、監査手続 (audit procedures)、貸借対照表監査 (balance sheet audit)、監査リスク・アプローチ (risk based audit approach)

I はじめに

不正対応により監査手続に取引の実在性（発生）が重視されている。アサーションとしての「取引の実在性」¹⁾は、従来の監査実務では重視されていなかったが、概念としては監査要点導入時から紹介されていたものである。1991（平成3）年監査基準の監査要点「取引記録の信頼性」は、取引の实在

1) アサーションに関する現行の監査基準委員会報告書の定義では、「取引の実在性」は、「発生：記録された取引が発生し、企業に関係していること（監基報 315、A124）」とされる。なお、本稿では、監査基準委員会報告書は、監基報と略称し、報告書番号、項番号で参照する。

性を検証内容とすることが説明されており（脇田 1993）、2002（平成14）年監基報「十分かつ適切な監査証拠（現在廃止）」は、「実在性」を「取引や会計事実が実際に発生していること（監基報 21.14）」と示している。

しかし、損益勘定²⁾の仕訳の検証が求められ、比較的多数の仕訳検証も行われている近時の不正リスク対応の監査手続³⁾は、損益勘定の監査に「取引の検証」を行っていたアメリカの初期の監査実務とも重ね合わせることができるように思われる。

本稿は、損益勘定の検証について、主にアメリカでの監査制度の変遷に合わせて監査手法の変化を分析している。損益勘定の検証は、その名目勘定としての性格から、内部統制に関する多くの議論とも関連している。監査制度の史的展開は優れた先行研究にあふれた研究領域であるが、特に損益勘定の監査手続を監査手法として注目することにより、確認的監査手続に合わせて探索的監査手続⁴⁾が採用される現在の監査実務の背景として、監査手法の理論的な検討ができると考えている。

II 貸借対照表監査と損益勘定の監査

1. 連邦準備局による貸借対照表制度と貸借対照表監査

アメリカの貸借対照表監査の系譜から、アメリカ会計士協会（American Institute of Accountants：AIA）の1929年「財務諸表の検証（AIA 1929）」を取り上げる。これは、1917年4月の連邦準備局公報に「統一会計（FRB 1917）」として掲載され、1918年に「貸借対照表の承認された方法（FRB 1918）」という表題で一般配布用に転載された提案（suggestions）の改訂版である（AIA 1929, p.v）。

- 2) 後述のように、アメリカの損益計算書の監査手続が、「損益勘定（profit and loss account）の一般的な検査」として出発したこともあり、本稿では、損益計算書に関する勘定科目を損益勘定、貸借対照表に関する勘定科目を貸借勘定と称している。
- 3) 不正対応に関連して「取引の実在性」に注目した監基報の監査手続は、収益認識への不正リスクの推定や重要な取引種類に対する実証手続の指示に見られる（監基報 240.25、330.17）。
- 4) 確認的監査手続および探索的監査手続については、上田 2019を参照こと。

当時、連邦準備銀行による商業手形の再割引が行われており、そのために手形発行者の貸借対照表の様式等に一定の要件が求められていた（千代田1984）。

A. C. リトルトンは、「連邦準備銀行制度は1913年に創始され、米国商業金融界において、長年重要とされていた種類の商業書類の広範な使用を新らたに、また組織上認めるに至った。実業家に約束手形によって金融していた銀行が、提出される貸借対照表の正確性に関心をもつことがしばしばあり、報告書の背後にある諸勘定を独自に精査（scrutiny）したいという希望が、公会計というアメリカの新職業に対して強力な支持を与えたのである。また、精細監査（detailed audit）より幾分範囲の狭い検査が要求されていることを認めるに至った公会計士は、現在見られる貸借対照表監査（balance sheet audit）を発展させるに至ったのである。（Littleton 1953, p.5、訳書9頁）」と、連邦準備局による貸借対照表の統一化と貸借対照表監査の係わりを説明している。

2. 「財務諸表の検証」の損益勘定の監査

（1）1918年「貸借対照表の承認された方法」

「財務諸表の検証」の改訂前の「貸借対照表の承認された方法」は、一般的指示（general instruction）において、「工業または商業の会社または企業の会計年度またはその他の営業期間の貸借対照表監査の範囲は、資産および負債の検証（verification）、損益勘定の一般的な検査（examination）、およびそれに付随する会計の本質的な機能の検査で構成される。」⁵⁾ と、資産および負債には、検証（verification）を行い、損益勘定には、一般的な検査（general

5) 本稿では、1936年前は、verification を検証、examination を検査と訳し、1936年以降は examination を検証または監査と訳している。これは、AIA が、近代事業の複雑性と試査に依拠することの必要性から、verification は、会計士の役割を正確に表すものではないとして、1936年「公認会計士による財務諸表の監査」以降、verification を改め、examination（監査）とした（AIA 1947, p.6）ことを反映している。下線は、内部統制の定義に関する言及部分である。以下同様。

examination) という精度の低い検討を行うことを示していた (AIA 1918, p. 6)。

(2) 1929年「財務諸表の検証」

「貸借対照表の承認された方法」を改訂した「財務諸表の検証」は、一般的指示において、「ここに指示される作業の範囲には、一定日の会社の資産および負債の検証、その期間中の損益勘定の検証、および付随して、内部牽制 (internal check) の有効性を確認するための会計組織 (accounting system) の検査が含まれる。(AIA 1929, para. 1)」としており、①損益勘定の検討に貸借対照表勘定と同様に検証という表現が用いられたこと、②内部統制⁶⁾の検討が明示されたこと、の進展が見られる。損益勘定にも貸借勘定と同様に検証が求められたのである。これにより、この「財務諸表の検証」は、損益勘定の監査の原初と見ることができる。

3. 「財務諸表の検証」の損益勘定の監査と内部統制

「財務諸表の検証」では、貸借勘定および損益勘定の検証に「付随して、内部牽制 (internal check) の有効性を確認するための会計組織 (accounting system) の検査」が行われる。この財務諸表の検証に内部統制の監査手続を導入したことについて、「アメリカ監査において、精密監査から、貸借対照表監査に移行した監査手続の合理的な基礎として、企業の内部牽制制度の整備及び運用と同時に、企業の内部監査制度が充実されてきた……近代監査の内部統制思考の萌芽を具体的に見い出すことができる (小西 1980, 17頁)」との指摘がある。この指摘は、内部統制概念の整備により初めて損益勘定の監査手続が示されたこと、および、内部統制が現在につながる損益勘定の監査手続の重要要素であるということ、と合わせると、内部統制の検査により損益勘定を検証するという監査手法にも係わるものといえる。

6) 本稿では、内部牽制等、内部統制の機能を総じて内部統制と称している。

4. 「財務諸表の検証」の損益勘定の監査と複式簿記

損益勘定に関する個別の指示では、損益計算書 (Profit-and-Loss Statement) の見出しのもとに、「監査人は、一定期間の損益計算書を証明 (certify) するために、期間中の取引についてその証明を正当化するような検証を行わなければならない。検証の範囲はそれぞれの状況によって決定される。ある場合には、帳簿に記録された取引の大部分またはすべてを検証する必要があるかもしれない。他の場合には、内部牽制の組織が良好であるとき、抜取検査 (tests) だけで十分な場合がある。必要な作業の範囲に関する責任は、監査人が負わなければならない。(AIA 1929, para. 113)」としている。

この監査手法について、次の指摘がある。「損益項目の検査は、損益計算書の監査証明を行なうための検証であって、このために正当と考える検証を期中の取引全部について行なうのが原則であることが窺える。(喜田 1968)」

「財務諸表の検証」は、監査対象としての損益勘定を「取引の集合」と見立て、本来ならば全件テストを行わなければならないが、内部統制の状況に応じ試査により行うという検証方法を示している。損益取引の一部を試査により検証することで損益取引全体を立証する監査手法である。また、監査人の責任となる試査の範囲の決定は、それぞれの会社の内部牽制の組織の良否によるとされていることから、内部統制（ここでは、内部牽制）は、試査の範囲の決定要因としてのみ位置づけられており、複式簿記による貸借勘定と損益勘定の監査手続上の関連は想定していないと考えられる。

III 投資家保護の監査と損益勘定の監査

1. アメリカ監査業務の発展

1929年10月の株式市場の暴落を契機として、監査の目的は、信用のための監査から投資家のための監査へと移行していく。1933年に証券法、1934年に証券取引所法が制定され、公認会計士による財務諸表監査が強制されるようになった。その後、1938年マッケソン＝ロビンス会社事件の監査手続の省略の問題から1941年レギュレーション S-X が改正され、会計士の証明書に

「一般に認められた監査基準に従って行われたかどうか」が記載されることとなった。そして、必要な監査の範囲の決定には、内部監査を含め、内部牽制および統制のシステム（system of internal check and control）の十分性を適切に考慮しなければならないとされた（SEC 1941）。この改正を受けて制定されたのが、「監査基準試案（AIA 1947）」である。

この機の公表物として「公認会計士による財務諸表の監査（AIA 1936）」および「公認会計士による監査—その性質および意義—（AIA 1950）」から「監査基準試案」制定当時の損益勘定の監査手続を検討する。

1936年の「公認会計士による財務諸表の監査」は、1947年の「監査基準試案」の制定時において、当時なお提供され続けていることが示されており（AIA 1947, p.6）、当時の損益勘定の検証方法を反映するものと考えられる。また、1950年の「公認会計士による監査—その性質および意義—」は、序文にその目的として「アメリカ会計士協会の研究部門が、与信者、教員および公認会計士の仕事に係わる他の人々の必要を、簡単にかつ相応の完全さで満たすために作成されたもので、財務諸表について意見を表明するために公認会計士が何をするかを、一般的な用語で説明するものである。（AIA 1950, p.5）」と説明されており、当時の監査手続をうかがうことができる。

2. 「公認会計士による財務諸表の監査」の損益勘定の監査

1936年の本書は、第二部「小規模または中規模会社の財務諸表の監査の概要」において次のように述べている（AIA 1936, pp.7-9）。

「会計士は、検査の性質と範囲を決定する際に、(a) 監査の目的、(b) 監査対象の財務諸表に含まれる個々の項目の金額、(c) 監査対象の事業の種類、および (d) 内部牽制および統制のシステムを考慮しなければならない。

会計士が監査計画を策定する際に考慮すべき重要な要素は、監査対象組織の内部牽制および統制の性質と範囲である。会社の会計および内部統制のシステムが広範であればあるほど、必要な詳細なチェックは広範ではなくなる。

「内部牽制および統制（internal check and control）」という用語は、会

社の現金その他の資産を保全し、簿記事務の正確性を牽制するために、組織(organization)の中に採用されている手段および方法である。

小規模事業の場合を除いて、精細監査のための費用は法外なものであり、経済的な範囲内の費用で合理的に適切な保護を担保できる一般的な監査システムを開発することが問題となっている。ほとんどの場合、精細監査は正当化されず、会計士は会計記録の各種の試査（テストチェック）に依存している。監査および試査の範囲は、基本的に、会計士の経験、会計士の個々の状況に関する知識、および内部牽制および統制の範囲、に基づいて、会計士が、行使しなければならない判断の問題である。」

この「内部牽制および統制」の定義は、アメリカ監査において、内部統制概念を初めて公的機関が定義したものである（小西 1980, 24頁）⁷⁾。

また、第三部「大会社または小会社に対する計画の修正」では、「会社の大小にかかわらず、通常、要約損益勘定（condensed income account）または損益計算書の合理的な検証は難しくなく、期首と期末の貸借対照表の監査を行う際に、その作業の大部分はすでに行われている。（AIA 1936, p.35）」と、損益勘定の検証に貸借勘定に関連づけた説明がされている。

このように、本書は、試査の適用を正当とし、「簿記事務の正確性」を牽制するものと定義された内部統制の検討を示唆して、監査手続の適用における損益勘定と貸借勘定の関連性を解説している。損益勘定と貸借勘定の相互依存関係が生じる要素は、監査手続上の便宜だけではなく、「簿記事務の正確性」を通じた内部統制にあることが示された点で、複式簿記の構造を適用する監査手法を認めることができると考える。

7) ここでの「内部牽制および統制」から進んで、「監査基準試案」は、「内部統制（internal control）」という用語を用いている（AIA 1947, p.25）。これは、1939年「監査手続の拡張」で初めて用いられ（AIA 1939, pp.6-8）、その概念は「内部牽制および統制」と同じとされる（小西 1980, 28頁）。また、「監査基準試案」は、内部監査部門は、多くの工場もしくは事務所を有する場合には、内部牽制および統制のシステムの重要な部分であるとし（AIA 1947, p.27）、「内部監査」の機能を強調した内部統制の概念を示している。

3. 「公認会計士による監査—その性質および意義—」の損益勘定の監査

1950年の本書では、中小商工業会社の監査における公認会計士の慣例的監査手続 (auditing procedure often employed) が解説されているが、損益勘定については、「多くの点において、貸借対照表上の変動は、貸借対照表それ自体よりも重要である。」とし、「貸借対照表監査手続との調整」という監査手続の性格が説明されている (AIA 1950, p. 51)。

「公認会計士が損益勘定につき確認するために行う多くの事務は、貸借対照表勘定に関する事務との関連において行われる。例えば、売上関係の事務は売上の資料と、それに対応する現金収納、又は売掛金との比較を含むであらう。仕入の試査は、しばしば、現金支払、又は買掛金記録の試査、及び在庫品検査と調整されよう。

在庫品項目の発送と検収につき適当な手段が講じられたことを確かめる必要があることについては前に述べた。その他の損益項目、例えば受取利息、有価証券利益、支払利息、減価償却費、維持修繕費、税金、繰延勘定の償却、特許権の償却などの如きは、関係資産負債勘定の監査との関連に於て、相当の程度まで前記に準じて検査される。(AIA 1950, p. 51、訳書 70-71頁)」

貸借勘定の検証手続が損益勘定の検証手続の一部になっていることが示されており、上述のように、内部統制の評価により試査の範囲を決定することと合わせると、貸借勘定と損益勘定のより一体的な監査手続の手法が認められる。

4. 貸借勘定・損益勘定一体の監査手続思考と複式簿記

損益勘定は名目勘定 (nominal a/c) とも称するほどに、単に取引活動のあったことが記録の形で残っているものであり、また計数的な名目にすぎぬものであって、貸借対照表に関係ある实在勘定 (real a/c) のように、残高として実在しているものではない (久保田 1959)。

貸借勘定は、实在勘定ともいわれ、一時点の勘定残高の金額で表される。勘定残高の金額に対して直接その事実を確かめる方法が存在する勘定科目で

ある。一方、損益勘定は、名目勘定といわれ、時点間の勘定残高の金額の変化を説明する勘定科目である。それは、一つ一つの取引の実態を観察する以外に確かめる方法はないのであり、事後的に第三者が証明する監査業務のような作業の対象には本来なじまないものである。しかし、損益勘定の残高は、必ずしもすべての取引の実態を確かめないでも、内部統制により会計処理の均質性が保たれるときには、その均質性を確かめることとともに、貸借勘定残高の事実の確認と相まって、財務諸表総体として証明することができると考えられる。これが、複式簿記の構造を利用した損益勘定の検証方法である。

「監査基準試案」制定当時の監査実務書には、この複式簿記の関係を利用した損益勘定と貸借勘定の一体的検証による監査手続の例証が少なくない⁸⁾。たとえば、モントゴメリーの監査論には、「監査人による損益計算書の監査は、関連する貸借対照表勘定の検査、内部統制組織のレビュー、営業勘定 (operating accounts) のレビュー、分析、およびテストで構成される。(Montgomery Lenhart and Jennings 1949)」と説明されている。このような検証方法は、複式簿記の原則を基礎に残高要約勘定を集合損益勘定と決算残高勘定に二分することを前提としており (江村 1957)、貸借対照表と損益計算書を個々の財務諸表として監査するのではなく、財務諸表を総体として監査するという思考のものである。

5. 勘定残高アプローチと取引アプローチ

貸借対照表の検証手続と損益計算書の検証手続の相互依存に関する理論としては、グリーネーカーとバーの所論が知られている (Grinaker and Barr, 1965)。それは、監査人が証明すべき命題として、実在性 (existence)、評価 (valuation)、分類と開示 (classification and disclosure)、カットオフ (cut off) をあげ、これらの監査命題を証明するためのアプローチとして勘定残

8) 監査手続の例証に貸借勘定と損益勘定の密接な相互関係を説明している実務書には、モントゴメリーのほか Holmes 1951, Mautz 1954, Meigs 1959 等が見られる。Meigs 1959 は、「売掛金と売上取引」等、貸借勘定と損益勘定を結びつけた章題となっている。

高アプローチ (account balance approach) と取引アプローチ (transaction approach) を示している。この大要から損益勘定の監査手法を検討する。

(1) 直接証明と間接証明

内部統制組織の効果に関する証拠に依拠しないで、十分な質と量の直接証拠により、監査命題を立証するものを直接証明 (direct proof)、十分な質と量の直接証拠によることができず、内部統制組織の効果に関する証拠に依拠して監査命題を立証するものを間接証明 (indirect proof) という。

監査命題の直接証明としては不十分な証拠量であっても、内部統制組織の効果の証明としては受け入れることができる場合があり、その場合、監査人は、すべての取引が真実で他に真実の記録が無いことを証明するために内部統制組織に依拠することができる。

(2) 勘定残高アプローチと取引アプローチ

財務諸表は総勘定元帳の残高表であることから、監査人は、監査命題のテストにおいて勘定残高に注目する。勘定残高には2つの観点がある。勘定残高アプローチは、勘定残高を、特定時点の資産、持分および経営活動の基礎をなすものと見るもので、任意の時点の勘定残高の基礎をなす資産、持分および経営活動を実際に監査する。取引アプローチは、勘定残高を、勘定に借記または貸記された累積的結果と見るもので、任意の期間の売上、仕入、給料または減価償却費のような取引種類を実際に監査する。

勘定残高アプローチは、残高の検証を行い、通常、実在性、評価、分類と開示およびカットオフの監査命題に関する直接証明を提供する。勘定残高テストによるこのような通常信頼性の高い検証結果は、主に、実査、直接確認および分析テストのような最高品質の監査証拠の利用可能性に起因している。

取引アプローチは、取引の基礎となる裏づけの検証を行う。監査人は、すべての取引が真実で他に真実の記録が無いことを証明できれば、実在性、評価もしくはカットオフの監査命題を証明できる。監査人が、利用可能な監査証拠の質は、取引により大きく異なり、固定資産実査のような強い物的証拠の場合もあれば販売請求書のような弱い文書証拠の場合もある。通常、監査

人は、裏づけとなる文書のみを検証するので、すべての取引が真実で他に真実の記録が無いことを直接証明するには不十分である。したがって、そのテストは、内部統制組織の有効性に向けられ、監査命題に関する間接証明を提供する。

(3) 両アプローチの長所・短所と残高勘定・損益勘定の相互依存

勘定残高アプローチは信頼性の高い直接証明をもたらすが、固有の弱点もある。それは、①経済的実行可能性から試査によるため、サンプルの特性が全体にまで及ばないこと、②直接証明ではあっても、改ざん・操作されるかもしれないこと、③勘定残高のテストは網羅性については信頼性が低くなること、である。また、取引アプローチは、直接証明が不十分な場合に有効であるが、弱点もある。それは、①試査による場合が多く、サンプルの特性が全体にまで及ばないこと、②利用可能な監査証拠が弱いため、間接証明（内部統制組織）に依拠しなければならないこと、である。したがって、どちらのアプローチも、勘定残高の検証にも取引の検証にも十分ではない。しかし、検証結果が相互に裏づけられている場合、信頼性の高い合理的な根拠を提供できる。

(4) 勘定残高アプローチ・取引アプローチの監査手法と複式簿記

この考え方は、貸借勘定残高の検証と損益勘定取引の検証の連携を理由づける。各アプローチによる監査証拠の信頼性の違いから、勘定残高と取引の両面からの検証が必要であり、監査命題の立証と内部統制の有効性の検証の監査証拠を入手しなければならない。2つのアプローチは、単独で適用できる独立した監査手法であるが、相互依存によってはじめて高い合理的な根拠を提供できるとする点で、複式簿記の構造を利用した貸借勘定（実在勘定）と損益勘定（名目勘定）の検証の融合する監査手法といえる。

IV 監査リスク・アプローチと損益勘定の監査

1. 伝統的な監査リスク・アプローチと取引サイクル・アプローチ

1983年のSAS47号「監査を実施する場合における監査上のリスクと重要

性」により、リスク・アプローチの手法が明確にされた。当時の監査リスク・アプローチの監査実務の特徴の一つに「取引サイクル・アプローチを適用した内部統制の評価」をあげることができる。内部統制の評価における取引サイクルへの注目は、1979年の「内部会計統制特別諮問委員会報告書：ミナハン委員会報告書（AICPA 1979）」に提案されたものである。取引サイクルは、現在、取引種類（classes of transactions）といわれるが、実務上、統制目的に焦点を当てた内部統制の評価に役立っている。

取引サイクルは、多くの勘定で処理される多くの取引を少ない主要な取引サイクルに集約する考え方である。取引サイクルは、「継続的な特定タイプの取引を処理する際に会社によって適用される一連の手順である。サイクルという用語は、類似の取引には同じ一連の手順が適用されるという考えを反映している。監査人による内部統制の調査と評価は、多くの場合、会社の主要な取引サイクルを中心に構成される。（Meigs, Whittington, and Meigs 1985）」

取引サイクルによる内部統制の評価手法について、特別諮問委員会は「経営者が会計統制手続と技法を評定しようとする際の一つの有効な方法は、①取引を、たとえば機能、業務単位またはサイクルにしたがって分類するとともに、②内部会計統制の一般的統制目的（承認、会計および資産の保全）を①の段階で行われた取引の分類に対応した個別統制目的（specific objectives）に転換し、さらに、③実際に採用されている統制手続と技法が個別統制目的を満たしているかどうかを決定するため、それらを識別・評定することである。（AICPA 1979, p.20、訳書34頁）」として5つの取引サイクル（収入、支出、生産または変換、財務および財務報告）を示した。

統制目的（個別統制目的）に着目する取引サイクル・アプローチの手法の焦点は、反復的な取引について、取引サイクルごとに会社の内部統制を調査および評価して、その統制目的をキーとして内部統制の評価をアサーションと紐つけることである。

2. 取引サイクル・アプローチと複式簿記

内部統制の評価手法である取引サイクル・アプローチは、個々の損益勘定の取引記録の検証を目的とするのではなく、そのサイクルに属する損益勘定および貸借勘定を総合してアサーションレベルの虚偽表示のリスクを評価することにその目的がある。したがって、複式簿記の構造を利用して特定の損益勘定の検証を行うものではないが、取引サイクル・アプローチに集約される売掛金勘定、売上勘定等の取引を中心とした勘定科目群は、まさに複式簿記の構造が関連づけるものであり、複式簿記の思考を強く含むものである。取引サイクルに集まった勘定科目のすべての監査証拠が複式簿記の構造により結着して全体としてアサーションを立証するものともいえる。

3. リスク・アプローチの限界を補う監査手続

監査の指向が財務諸表という情報に含まれるリスクに注目するようになると、勘定記録の検証という監査手続の考え方は後退する。また、不正対応からは、重要な虚偽表示リスクの評価の前提である内部統制の信頼性が成立しない状況も想定されるため「リスク・アプローチの限界を補う監査手続」として、「総勘定元帳に記録された仕訳入力や総勘定元帳から財務諸表を作成する過程における修正についての適切性を検証するための手続（監基報240.32）」等、取引勘定の検証に個別に焦点を当てた探索的監査手続も追加的に指示されている。この検証手続は、「経営者による内部統制の無効化リスク」に対応するために内部統制に依拠しないことから、内部統制や複式簿記の構造が基軸となる損益勘定の検証思考とは異なるものである。

取引検証は、適正を欠く要素を発見することに目的があるので、複式簿記の構造への依拠は限定的であり、個々の検証要素の判別に重点が置かれると思われる。また、内部統制に依拠しないことから、高い信頼性を有する証拠による検証を指向するものである。「経営者による内部統制の無効化リスク」は、伝統的な監査リスク・アプローチには配慮されていない対応であり、現行の監査リスク・アプローチの下では、不正対応等による内部統制への依拠

の有無により、確認的監査手続と探索的監査手続の2系統の監査手続となっていることにも留意が必要である。

V まとめにかえて

これまでに、おおよそ1980年代までの主要な監査実務（①～③）および近時の不正対応の監査実務（④）から、損益勘定に注目した検証方法を検討してきた。それぞれの検証方法には、内部統制概念の進展の影響も受け、複式簿記の構造を基礎とするものがあることも検討された。これらは、複式簿記の考え方と損益勘定の捉え方に関連して、図表のマトリックスのように総合することができる。このように見ると、試査の思考、内部統制概念の進展、リスク評価の指向の程度、不正摘発のための直接証明の強調等、監査制度（監査実務）を取り巻いてきたさまざまな概念や課題により、時系列で特徴的な整理ができることがわかる。損益勘定の検証方法は、①→②→③→④と展開するおおよその流れを見ることができると考えられるのである。

図表 損益勘定の検証方法と複式簿記の思考

		複式簿記の考え方の監査手続への考慮	
		複式簿記の考え方を利用しない	複式簿記の考え方を利用する
損益勘定の監査手続上の捉え方	取引仕訳の集合	①貸借対照表監査	②財務諸表監査
		損益取引のサンプリング検討 内部統制概念未整備	損益取引のサンプリング検討 内部統制概念整備による 貸借残高の検証との相互依存
	内部統制の会計的現れ	④リスク・アプローチの限界を補う 監査手続	③伝統的な監査リスク・アプローチ
		内部統制の無効化リスクに対応 損益勘定の仕訳・取引の実証手続	取引サイクル・アプローチによる アサーションの統制リスク評価

また、時系列の見方以外にも、試査（テスト）により損益取引全体のうち一部について検証する監査手法の①②、内部統制の概念と評価手法の進展により複式簿記の関係を考慮して、残高勘定と損益勘定の相互に依存した検証

方法を採用する②③、内部統制に依拠する（運用評価手続）か内部統制に依拠しない（実証手続）かの違いはあるもの、リスクに応じて損益勘定の取引記録をテストする③④、内部統制概念が未整備だから、内部統制が信頼できないからと理由が異なるものの、取引記録の適正性の検証（実証手続）を行う①④と、分類することもできそうである。

今日の監査実務では、財務諸表に含まれるリスク要素への注目とともに、貸借勘定および損益勘定の取引記録を別々に検証しその結果として財務諸表の適正性を立証するという考え方は薄れてきている。しかし、不正対応の観点からは、重要な取引種類、勘定残高のうち、損益勘定の監査手法が課題となっているのが実状であり、勘定構造上、取引勘定や個々の取引記録への注目は今後も高まる可能性がある。監査実務の進展には、監査手続や監査手法の研究がなお重要であると思われる。

（筆者は関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授）

参考文献

- American Institute of Accountants (AIA) (1936), *Examination of Financial Statements by Independent Public Accountants*, AIA.
- AIA (1939), *Extensions of Auditing Procedure*, AIA.
- AIA (1947), *Tentative statement of auditing standards: Their generally accepted significance and scope*, AIA.
- AIA (1950), *Audits by certified public accountants, their nature and significance*, AIA. (佐藤孝一編『監査研究資料』中央経済社、1951年。)
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA) (1979), *Report of the Special Advisory Committee on Internal Accounting Control*, AICPA. (鳥羽至英訳『財務諸表監査と実態監査の融合』白桃書房、1991年。)
- Federal Reserve Board (FRB) (1917), *Uniform Accounting*, Federal Reserve Bulletin.
- FRB (1918), *Approved Methods for the Preparation of Balance Sheet Statements*, FRB.
- FRB (1929), *Verification of Financial Statements*, FRB.
- Grinaker and Barr (1965), *Auditing, The Examination of Financial Statements*, Richard D. Irwin, Inc., pp.98-107.
- Holmes, A. W. (1951), *Auditing, Principles and Procedure*, 3rd.ed., Richard D. Irwin, Inc., pp. 10-11.
- Littleton, A. C. (1953), *Structure of Accounting Theory*, America Accounting Association.

- (大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社、1955年。)
- Mautz, R. K. (1954), *Fundamentals of Auditing*, John Wiley & Sons, Inc., pp.299-302.
- Meigs, W. B. (1959), *Principles of auditing*, rev.ed., Richard D. Irwin, Inc..
- Meigs, W. B., Whittington, O. R., Meigs, R. F. (1985), *Principles of auditing*, 8th.ed., Richard D. Irwin, Inc., p.381.
- Montgomery, R. H., Lenhart, N.J., Jennings, A.R. (1949), *Montgomery's Auditing*, 7th.ed., The Ronald Press Company., p. 456.
- Securities and Exchange Commission (SEC) (1941), Accounting Series Release No. 21, SEC.
- 上田耕治 (2019) 「リスク評価にかかわらない監査手続の性格と監査保証」商学論究第66巻第4号。
- 江村稔 (1957) 『正規の監査業務』白桃書房、119頁。
- 喜田義雄 (1968) 『アメリカ監査論』森山書店、95頁。
- 久保田音二郎 (1959) 『近代財務監査』同文館出版、107頁。
- 小西一正 (1980) 『内部統制の展開』税務経理協会。
- 千代田邦夫 (1984) 『アメリカ監査制度発達史』中央経済社、121頁。
- 脇田良一 (1993) 『監査基準・準則の逐条解説』中央経済社、43頁。